

## 「さんむSDGsロゴマーク」使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「さんむSDGsロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さんむSDGsパートナー さんむSDGsパートナー宣言制度実施要綱(令和4年山武市告示第36号)に基づく認定を受けた法人等又は個人をいう。
- (2) デザインマニュアル ロゴマークの利用方法等について市が定めるものをいう。

### (使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

### (使用の条件)

第4条 さんむSDGsパートナーは、自らのSDGsに関する取組を広く広報することや、SDGsを普及啓発することを目的に、ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁ずる。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
  - (2) SDGsの正しい理解の妨げになるおそれ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれがある場合
  - (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがある場合
  - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
  - (5) ロゴマーク自体を自己の商品として独占的に使用する場合
  - (6) 消費者等の誤解を生む用途で使用する場合
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、さんむSDGsパートナーであるか否かを問わず、さんむSDGsパートナーと同様に、ロゴマークを使用することができる。
- (1) 市又は教育委員会が使用する場合
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
  - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
  - (4) その他市長が適当と認めた場合
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、「さんむSDGsロゴマーク」使用申請書(別記第1号様式)に、必要な書類を添えて市長に提出し、その許可を得なければならない。
- (1) 営利目的で製造した商品やサービス等にロゴマークを使用するとき。
  - (2) デザインマニュアルの規定に沿うことができないとき。

### (使用の許可)

第5条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を

許可するときは「さんむSDGsロゴマーク」使用許可通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、使用を許可しないときは、「さんむSDGsロゴマーク」使用却下通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (2) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (3) 各種法令等を遵守すること。

2 前条第1項の許可を受けた者がロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた内容についてのみ使用すること。
- (2) 許可を受けたロゴマークの使用権を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

（使用の是正及び許可の取消し）

第7条 市長は、第4条第1項及び第6条に定める規定に反すると認めるときは、使用者に是正を申し入れることができる。

2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 第4条第1項及び第6条に定める規定に反すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消したときは、「さんむSDGsロゴマーク」使用許可取消通知書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 第2項の規定により使用の許可を取り消された者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、使用者の負担でこれを行わなければならない。

5 市長は、第2項の規定による取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第8条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

（責任の制限）

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときには、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条関係）

「さんむSDGsロゴマーク」使用申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

「さんむSDGsロゴマーク」を使用したいので、下記のとおり申請します。なお、使用に当たっては、「さんむSDGsロゴマーク」使用取扱要綱を遵守いたします。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用方法 (種類・名称・規格等)	
4 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5 使用（販売）開始日	
6 使用場所等	
7 販売価格・方法	1 販売価格 円 2 販売方法
8 備考	

<担当者連絡先>

担当者部署・職氏名

電話番号（FAX 番号）

電子メールアドレス

<添付書類>

- (1) 企画書等（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 使用対象物の見本（写真でも可）等
- (3) 申請者の概要がわかる書面（パンフレット等）
- (4) 販売の場合は、販売経路及び販売場所一覧等
- (5) 食品の場合は、製造又は販売に係る食品営業許可証の写し等
- (6) その他市長が必要とする書類等

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

山武市長

印

「さんむSDGsロゴマーク」使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった、「さんむSDGsロゴマーク」の使用について、下記の通り許可します。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用方法 (種類・名称・規格等)	
4 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5 使用（販売）開始日	
6 使用場所等	
7 条件等	

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

山武市長

印

「さんむSDG s ロゴマーク」使用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、「さんむSDG s ロゴマーク」の使用については、  
下記の理由により応じられませんので、却下します。

記

1 許可取消対象物品 又はサービス	
2 却下理由	

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

山武市長

印

「さんむSDGsロゴマーク」使用許可取消通知書

「さんむSDGsロゴマーク」の使用については、下記のとおり使用許可を取り消します。

記

1 許可取消対象物品 又はサービス	
2 取消理由	